資料　1

# 「人と動物が関わる生活環境上の課題」に係る他自治体等への調査について

## 1　これまでの経過

| 委員会開催日 | 内容 |
|---|---|
| 令和８年８月４日 | **【協議事項】所管事務調査の実施について**<br>→　調査事項、目的、期間、方法等について、次のとおり決定した。<br><br>調査事項：人と動物が関わる生活環境上の課題について<br>目　　的：人と動物が関わる生活環境上の課題について、その対応に向けた方策等を調査し、必要に応じて提言をすること<br>期　　間：調査終了まで<br>方　　法：委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、他市の取組等について調査等を行ない、報告書を作成する。 |
| 令和８年９月７日 | **【調査事項】「人と動物が関わる生活環境上の課題」に係る本市の対応状況について**<br>・執行部より、本市の取組状況について説明を受け、質疑を行った。<br><br>**【協議事項】「人と動物が関わる生活環境上の課題」に係る今後の調査の進め方について**<br>・他市の取組事例の調査を実施するに当たり、委員から意見を聴取した。<br>・調査の対応については、「正副委員長一任」とされた。 |

## 2　今後の進め方の協議（令和８年９月７日）において出された意見

・広報紙・ホームページ、チラシ、パネル展示等による周知が、必要な人に届いているかという観点から、動物病院、ペット取扱店舗、譲渡会等を通じて情報を届ける先進事例を調査してはどうか。

・動物病院、ホームセンター、ペットショップ、譲渡団体など、市民との接点が多い民間主体を周知・啓発や相談の橋渡しに活用する事例を調査してはどうか。

・県内市町村を対象に、保健所設置市とそれ以外の市町村とで、相談対応、指導・啓発、関係団体との連携がどう異なるか整理してはどうか。

・市の権限が主に周知・啓発にとどまる中、条例化しても理念条例となる可能性があるので、具体的な成果を出すことには難しさがある。

・保健所を設置していない一般市が県保健所とどのように連携しているか、連携を円滑にする手段や他市事例を調査してはどうか。

・県との連携の実効性や、市として課題に取り組む姿勢を示すことを重視し、動物関係の条例について調査研究をしてはどうか。

・条例の検討に当たっては、禁止・規制だけでなく、人と動物との共生、適正飼育、飼い主の責務、動物愛護とのバランスを考慮する。理念条例であっても市・議会の意思を示し、県の対応につなげる視点を持ってはどうか。

・厳罰的な規制に限らず、ボランティア団体への表彰・感謝状やポイント制など、なるべく予算をかけずに市民の善行を促し、地域猫の見守りやカラス対策等の啓発につながる方策も考えてはどうか。

・多頭飼育等が意図せず深刻化することを未然に防ぐ視点を持ち、社会福祉法なども含めた分野横断的な連携を調査する。県保健所との連携内容についても調べてはどうか。

・条例制定に向けて様々な他市事例を把握し、小田原で課題となるカラス・ムクドリ対策等を条例に盛り込めるか検討してはどうか。

## 3　調査対象

### （1）神奈川県内の市

| 区分 | 分類（都市制度） | 該当する市 |
|---|---|---|
| 独自に保健所を設置している市 | 政令指定都市 | 横浜市、川崎市、相模原市 |
| | 中核市 | 横須賀市 |
| | 保健所政令市 | 藤沢市、茅ヶ崎市 |
| 区分 | 管轄する県の機関（保健福祉事務所） | 該当する市（町・村は割愛） |
| 神奈川県が保健所機能を担っている市 | 平塚保健福祉事務所 | 平塚市 |
| | 秦野センター | 秦野市、伊勢原市 |
| | 鎌倉保健福祉事務所 | 鎌倉市、逗子市 |
| | 三崎センター | 三浦市 |
| | 小田原保健福祉事務所 | 小田原市 |
| | 足柄上センター | 南足柄市 |
| | 厚木保健福祉事務所 | 厚木市、海老名市、座間市 |
| | 大和センター | 大和市、綾瀬市 |

※「多頭飼育・不適正飼育」「給餌による生活環境への影響」「野良猫に関する問題」について、前年の所管事務調査報告における提言区分である「関係者との連携体制の強化」「積極的な周知・啓発」といった視点から、現在の取組状況、独自の取組、県との役割分担、現状で苦慮していることなどについて照会する。

### （2）一般市で動物愛護・共生関連の条例を制定している自治体　※資料記載の自治体は一例として記載

| 自治体 | 条例名称・施行時期 | 特徴 |
|---|---|---|
| 埼玉県・上尾市 | 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例／2010 年 7 月 | 基本理念、市・市民・飼い主の責務、推進体制、国・民間団体との連携を規定 |
| 茨城県・牛久市 | 牛久市動物の愛護及び管理に関する条例／2011 年 4 月 | 動物福祉への配慮、適正飼養、犬猫の一時預かり・譲渡、災害時の保護、啓発を規定 |
| 大阪府・泉佐野市 | 泉佐野市動物適正飼育条例／2014 年 4 月 | 飼養者の遵守事項を中心に、悪臭や衛生問題など生活環境への影響の防止を規定 |
| 埼玉県・三郷市 | 三郷市動物の愛護及び管理に関する条例／2017 年 12 月 | 基本理念、市民・飼い主等の責務、適正飼養、災害時の動物保護、国等との連携を規定 |
| 愛知県・大府市 | 大府市人と犬及び猫との共生に関する条例／2022 年 6 月 | 共生の理念に加え、飼い主の責務、所有者等のいない猫への給餌基準、指導・命令、過料等を規定 |

※上記のほかにも、環境省の統計資料「動物愛護管理行政事務提要（令和 7 年度版）」において、「動物愛護管理等条例の制定状況」などのデータが確認できる。

※条例制定の具体的な契機、制定後の実施効果などについて照会する。

## （３）動物施策で特徴的な取組を実施している自治体　※資料記載の自治体は一例として記載

| 自治体 | 施策 | 取組概要 |
|---|---|---|
| 群馬県・大泉町<br>※保健所非設置 | マイニャンバー制度<br>（愛猫登録制度） | 愛猫の登録と適正飼育宣言を行った飼い主に、猫の写真入りオリジナル缶バッジを交付、規制ではなく、参加する楽しさを通じて適正飼育を促す取組 |
| 愛知県・大府市<br>※保健所非設置 | 大府市人と犬及び猫との共生に関する条例 | 飼い主、市民、事業者、市それぞれの責務と相互協力を規定、動物愛護と適正管理を総合的に進めるため、保健所非設置市として独自条例を制定 |
| 神奈川県・横浜市<br>※保健所設置 | 動物適正飼育推進員 | ボランティアを推進員として委嘱し、適正飼育の普及啓発、相談対応、地域猫活動、ペット同行避難訓練等に協力してもらう制度 |
| 東京都・大田区<br>※保健所設置 | 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例 | 公共の場所での給餌等を禁止し、一定の違反には指導・過料を規定、条例制定と併せて啓発用ステッカー・ポスターも作成、規制と周知を組み合わせた事例 |